

人事院会議議事録

会議日

令和3年7月16日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
酒井審査課長

議題

人事院規則17-0 (管理職員等の範囲) の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0 (管理職員等の範囲) の一部改正」について、担当局から、令和3年5月31日までに改廃・新設された官職について、国家公務員法第108条の2第3項に規定する管理職員等に該当する官職を追加し、非該当となる官職を削除するため、別添のとおり同規則の別表を改正することとしたいとの説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17—0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和 3 年 7 月 16 日
職 員 福 祉 局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨定めており、同法の委任を受け、人事院規則 17—0 が管理職員等を別表において列挙している。

同表については、四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきている。今般は、令和 3 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととしたい。

1 主な改正内容

審査した結果、規則 17—0 別表に掲げるべき管理職員等として新設された 109 官職が新たに該当することとなり、廃止された 49 官職が非該当となる。

主なものとしては、内閣府における科学技術・イノベーション推進事務局（事務局長は、外局長官級）及び健康・医療戦略推進事務局（事務局長は、本府省局長級）の新設（これらに伴う内閣審議官の複数減など）、厚生労働省における感染症危機管理体制の整備に伴う国立感染症研究所の体制強化（大幅増員）など、組織改編が行われたことによる官職の新設が挙げられる。

（参考 1）管理職員等の数（人）の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A－B)
規則改正を要するもの	109	49	－
規則改正を要しないもの	317	311	－
計	426 (A)	360 (B)	66

（参考 2）定員に占める管理職員等の割合

	定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B/A) %
令和 3 年 2 月 28 日現在	236,385	38,298	16.2
令和 3 年 5 月 31 日現在	238,215	38,364	16.1

注) 「定員」は、上段は令和 2 年度末定員、下段は令和 3 年度末定員。

2 公布日及び施行日

令和 3 年 7 月 21 日に公布し、同日から施行する。

以 上